

## 第2回千葉県観光振興財源検討会議 議事概要

### 1 開催日時、場所

- (1)日時 令和6年5月14日(火) 午前10時から午後0時20分まで
- (2)場所 千葉県庁中庁舎10階 大会議室

### 2 次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ（高橋担当部長）
- (3) 第1回会議の開催結果について
- (4) 議事
  - ①県財政の状況分析
  - ②観光振興財源確保策の比較検討
  - ③宿泊税の使途のイメージ
  - ④税制度設計(たたき台)
  - ⑤市町村及び事業者への意見照会案
  - ⑥その他
- (5) 閉会

### 3 会議の概要等

#### ■次第(1) 開会

##### ○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回千葉県観光振興財源検討会議を開催いたします。私は本日司会を務めます千葉県観光政策課の林と申します。よろしくお願い申し上げます。本日は報道機関から撮影の申し出がありました。報道機関の皆様には事前をお願いしていますが、撮影は第1回会議の開催結果報告までとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでははじめに小林委員の所属先が、4月1日から亜細亜大学経済学部教授、及び、千葉商科大学政策研究科客員教授に変わられましたので、ご紹介させていただきます。

続きまして今回初めて出席となる事務局職員の紹介をいたします。千葉県商工労働部地域産業推進・観光担当部長の高橋です。総務部税務課課長の鈴木です。

続きまして開会にあたり千葉県商工労働部地域産業推進・観光担当部長の高橋からご挨拶申し上げます。

#### ■次第(2) あいさつ（高橋担当部長）

##### ○高橋担当部長

この4月に石井の後任といたしまして地域産業推進・観光担当部長に就任いたしました高橋と申します。よろしくお願いいたします。

第2回の千葉県観光振興財源検討会議の開会ということで一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、この検討会議にご出席いただきましてありがとうございます。本県でも観光産業は人材の確保定着、あるいはインバウンドの受入環境の整備、DX推進などの様々な課題に直面をしているところでございまして、昨年度、千葉県の新しい観光振興に向けた研究会を設置して、様々御議論をいただいていたところですが、さらにその提言を受けて、観光振興のための安定財源の確保を検討するためということで、この検討会議を昨年度中に設置をさせていただいたところですが。

3月の下旬に実施をしました第1回の検討会議では、千葉県の観光産業の持続的な発展に向けて、深刻な人材不足、あるいは宿泊税であれば、用途の明確化の必要性といったような、様々なご意見を委員の皆様方から伺ったところです。

今回の第2回の検討会議では、観光振興財源について、より具体的な検討に入りたいと考えているところです。様々な視点から御議論をいただきまして、より良い県内の観光振興につなげてまいりたいと思います、ぜひ皆様方に忌憚のない御意見を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局

次にお手元に配布させていただきました資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、座席表、資料の1、資料の2、資料の3でございます。不足があれば事務局の方にお知らせください。それでは本検討会議要綱第4条第2項の規定により、今後は座長に会議の進行をお願いいたします。

#### ■次第(3) 第1回会議の開催結果について

##### ○内山座長

はい、皆様おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。それではまず事務局から第1回会議の開催結果報告をお願いいたします。

#### ○事務局

資料1に基づき説明。

#### ■次第(4) 議事 ①県財政の状況分析、②観光振興財源確保策の比較検討

##### ○内山座長

ありがとうございました。それでは続きまして議事に移りたいと思います。県財政の状況分析、観光振興財源確保策の比較検討について、こちら、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

資料2に基づき説明。

### ○内山座長

ありがとうございました。それでは続きまして意見交換に移らせていただきます。ただいま事務局から観光振興財源の確保策等に向けて、説明がありました。観光振興に取り組むには様々な取組を広域かつ中長期にわたって継続的に実施していかなければいけない。その中で本県としては財源確保策の方針を明確に固めて、その先の議論に進みたいと考えております。この観点から県で採用していくべき、財源確保策について改めて委員の皆様からご意見ご質問があれば、挙手の上でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

### ○委員

事務局の方から非常に分かりやすいご説明を頂きまして、ありがとうございます。私自身も理解が深まったなど。千葉県においては経常収支比率の方から、言葉は悪いですが自由に使えるお金が少ないから、それに補足する上で先般お話しした通り、この宿泊事業についてはいろいろな支援が今後必要となると考えておまして、その中でどういった財源か、というところのご説明を頂いたところだと思います。

結果、いろいろお話を頂いた中でも、検討するにあたっては宿泊税しかないのかな、というのがやはり個人的にも思います。確かに宿泊事業者については、業を営む上では営業許可を取って運営しているわけですし、不動産というところもあって非常に捕捉としてはしやすい、対象になるのかなというふうに思いますし、やはりその中で、一番問題になるのは宿泊事業者の理解を得られるのか。昨今のメディア報道を見ても地域、場所によっては、宿泊事業者が導入に向かって異論を唱えているということも、多々出てきているなというふうに感じております。というのも非常に手間がかかってくると。たださえ人手が足りない中で余計な作業がオンされてくるというところに懸念をして反対表明というところが、大きな理由の一つになっているのかなと思います。ただ現状というところでお話をすると、幸いなことと言うんでしょうか、先般もお話しとおりの宿泊事業者から私の方に対して完全なる反対といった表明は、今現在出ておりません。それについては一番ここはハードルが大きい部分になるのかなと思いつつ、一つ少しこの要件が下がっている状況なのかなと思いますので、やはり今の目的を遂行していく上では宿泊税というのが一番適切かどうか、正当性のある対応策なのかなというふうには考えます。以上です。

### ○内山座長

ありがとうございました。今宿泊事業者の視点からも、観光振興に活用するという面が見える化されているのであれば、非常に理解されているということでございました。その他何かご意見等ありましたらお願いいたします。

### ○委員

今日の資料の中で必ずしも重要な選択肢として見にくくなっているのが、地方税であることは私も賛成なんですけど、その中で法定外目的税に求めるのか、それとも元々ある普通税の超過課税、税率を引き上げる形での増税をして、用途に、観光振興にあてるということも、本来は選択肢としてはあるわけです。その中でどう考えるかということ、宿泊税というのは前回もお話ししましたけ

ど、租税輸出という点が懸念というか批判としてよく提起されるものです。それは必ずしも観光振興という名前で使われているけれども、それが本当に観光客のためになってくるのか、そうではないものについても使われているのではないかと。そうだとすると、本来県民が受けるべき便益を、他の県民ではない人に負担を押し付けているということになりかねないので、このところでの批判が強いわけです。批判があるということで、それについてやはり用途をきちんと明確化するのが、前回もあったようにそこをきちんとやっていく。それも抽象的な話じゃなくて、使い道一つ一つについてきちんと、これが本当に観光客、宿泊客のためになってくるのかということ、きちんと毎回検証していく姿勢が必要だろうと思います。そうでないのであれば、本来のある程度受益者が県民だということにもしなるとすれば、県民税等の引き上げというのが本来の姿。引き上げができないのであれば、県民税の中、一般財源の中からやりくりしていく、というようなことになってきますので、そこをきちんと担保した上で、私も宿泊税というのが適当なのではないかというふうに考えています。

#### ○内山座長

ありがとうございました。やはり、用途の明確化、具体的な使い道の明確化、この点を検討していくことが必要だということをお願いいたしました。そのほか、何かありますでしょうか、よろしくお願いたします。

#### ○委員

今のお話で、税の三原則からしても、宿泊税しか県全体で公平に徴収できる税はないことは明らかだと思います。しかしながら今お話で、そもそも今財政的に厳しい状況にある中で、基本的に交付団体の千葉県として、普通税にしてしまうと、自主財源が増えて、その分が地方交付税が減少するということになるのではないかと思いますけれども、それはどうなるでしょうか。

#### ○委員

それは説明し忘れましたが、ポイントとしてすごく重要なところなのですが、前回の議事録にもあった、観光振興がうまくいって税収が増えると、それはせっかく増えても、その分だけ交付税が75%減らされる、というのは確かにそうです。なのですが、それ以外の独自課税というのを実際行ったときに、それで交付税が減らされたのでは、独自課税のインセンティブはなくなってしまうということで、独自課税分については基準財政収入額に含まないということになっています。なので、法定外税もそうですけれども、普通税の税率の引き上げ、超過課税です、超過課税分というのも独自課税としてカウントされてますので、要するに標準税率分だけが基準財政収入額に入る。なので独自にその税率を引き上げた場合には、その分は交付税が減らされないということになりますので、そこは懸念点から外して考えていただいて。

#### ○委員

宿泊税を自治体が独自で普通税でやるというパターンがもしできて、それが基準財政収入額に反映しないんだったら、総務大臣の同意を取らなくていいので、普通税でやるというのが今後普及できると思うのですが、そういうことはできるんですか。

○委員

私が言った普通税はもともと県民税等を引き上げるという超過課税の話で、もう一方で宿泊税も別に法定外目的税として導入しなくてはいけないわけではないので、法定外普通税としての選択肢ももちろんあり得ると思います。ただ、やはり宿泊客から徴収したものをその他の目的にも使っていくということになると、やはり理解を得られないことになってくるかなと思うので、そこはやはり十分議論する必要があるのではないかなと思います。

○委員

総務大臣の同意を取らなくても、県で、そういう自治体でできる手法があるのであれば、それは非常に画期的というか、私が不勉強だったのですが、そのやり方もちょっと私も勉強したいなと思ったので、お聞きした次第でございます。いずれにしても宿泊施設さんのご理解があるのであればそれに尽きるので、もう先ほどのお話が全てかなと思いますので、引き続きこの議論でいいのではないかなと思いました。以上です。

○委員

この議論、今、県の財政状況の分析と、それから比較検討という形で出たので、おそらくその後に使途のイメージとか、あるいは税の制度設計があって、その中で応能性、応益性の議論も出てくるし、担税力の問題もいろいろ出てくると思いますので、とりあえず今の段階で整理すると、おそらく県の状況分析、財政を見ると、やっぱり今県の財政、行政需要は非常に多岐にわたっていて、しかもいろんなところに求められているわけでございますので、観光振興にどれだけ回せるか、ということがあると思います。そうすると、配分の問題になってしまって、やはり観光振興に特化して使える財源があると、これは観光振興に非常に寄与するということになりますので、前回の議論もそうですし、その前に行われた観光振興対策の議論の中でも出てきたように、やはり観光振興が必要だということでもありますので、これはもう観光振興の充実のためには一定額の安定的確保が必要であると思われま。そういう意味で、説明を聞いてみると非常に分かりやすかったのですが、自主財源として考えられる方法そのものの趣旨とかあるいは安定性継続性それから捕捉の確度の高さというのを考えると、やはり法定外目的税であるところの宿泊税、これが妥当であると、私もお話を聞いて思った次第であります。以上です。

○内山座長

はい、ありがとうございます。お願いします。

○委員

今回の件でまず商工会連合会長とこの件について少し話をさせていただきまして、そのあたりを少し説明させていただければと思います。この機会に商工会連合会といたしましては、全国的にコロナ収束、まあ収束してないんでしょうけれども、観光客が増加しているということで、財源確保が喫緊の課題であるということは、十分理解をしていますが、先ほどから出ているので同じことの

繰り返して大変恐縮なのですが、財源の確保の目的を明確にするということが当然であるのとあわせて、その効果が十分に得られているのか。先ほどお話ありましたけれども、その効果が得られているのかという検討を、どのあたりでどのようにするのか、ということについて話をさせていただきました。また、その財源の確保につきまして、税金という形で徴収するということは十分に理解はできるんですが、そのための説得を事業者、消費者に対してどのようにするのかということ。特に我々小規模事業者を対象にしているところだと、税金という言葉に対して非常に敏感なのですが、先ほどもお話がどなたかから出ていたと思うのですが、観光客が減るということはあまり考えられないと思うのですね。ただ事業者側としては税金ということに対して非常に漠然とした意味で、敏感であるということをご理解いただきたいなど。すごく深く理解していない部分でどうしてもあるものですから、そのあたりも含めてどのように進めていくのかということと、今ご説明いただいた、この資料を見ていくと、受け入れるという答えしか出てこないと思うので、他にしましうよと言っても、今の説明と資料を見る限りでは、宿泊税ですよ、という答えに到達するのかなというふうに考えています。

○内山座長

ありがとうございました。今、目的を明確にしていくことと、また観光振興に寄与しているかということの検証も非常に大事だというお話をいただきました。そのほか、何か委員のみなさまからご意見等ございますでしょうか。

概ね委員の皆様からは、もちろん検討すべきことはあるにせよ、宿泊税で進めていくということに、ご理解いただきご賛同いただいたかと思いますが、今後この取組を進めていくにあたって、千葉県の観光振興を広域かつ中長期にわたって、継続的に進めていくために、この一定規模の財源確保、これを宿泊税という形で進めてそれに基づいて、皆様からまた御意見をいただきながら検討を進めていきたい、というふうに思いますがよろしいでしょうか。

○一同

(異議なし)

#### ■次第(4) 議事 ③宿泊税の使途のイメージ

○内山座長

はい、ありがとうございます。それでは今後この宿泊税の導入に向けて具体的に議論をさらに進めていきたい、というふうに考えます。それではこの宿泊税導入に向けて、次の資料になります使途のイメージ、こちらについて事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

資料2に基づき説明。

○内山座長

はい、ありがとうございました。それではまた皆様から御意見をお伺いしたいと思います。ただいまの事務局の説明を踏まえて宿泊税の使途のイメージについて、委員の皆様から御意見いただければと思います。まずは私から指定させていただきます。

#### ○委員

全般的に問題ないと思います。大事なのはやはり県としての戦略というか、企てというか、県全体のグランドデザインがあつての使途なので、そこは県内の中でもやっぱり観光施策を加重すべきエリアとそうでないエリアがあると思います。テーマ性とか施策の方向性はいいと思いますが、どのエリアにどのように投資をして、人流を千葉県内でどのように動かして行って、それが最終的には宿泊税がさらに伸びていく、宿泊客が増えていく、ということになっていく必要があるのでは、その辺の大きな戦略があればいいと思います。ただ、DMO のことが言及されていましたが、この辺りの大きなグランドデザインに関しては、DMO を設立した上で、しっかりDMO の役割と行政の役割をはっきりした上で、そのような千葉県としての観光振興のグランドデザインもいるかなと思います。

ちなみに、長崎市のDMOでは、長崎市も宿泊税を去年4月に導入されて、かなりの部分の宿泊税をDMOが実施する事業に活用すると明言されています。DMOは観光のプロ集団ということになりますが、行政の方はどうしても担当者が定期的な人事異動がありますので、行政側にノウハウが集約されるということはまずなかなかありませんので、しっかり専門性の高いプロ人材をDMOに置いて、DMOがこういうところに予算が必要であることを行政側に提言して、宿泊税を含む観光予算の方向性を示していく、そういう循環を少しずつ作っていくということも大事かと思いました。以上です。

#### ○内山座長

ありがとうございます。DMOにつきましては、前回の検討会でもお話しさせていただきました、やはりどうやってこの宿泊税、それを活用していくかということで、観光の専門家による使用を検討するというのも非常に大事な点であると思ったところです。それでは続きましてお願いいたします。

#### ○委員

使途の概要については、取りまとめていただいたものでいいのかなというふうに思っています。宿泊税の導入といっても、一般の消費者や徴収する宿泊事業者に向けての周知期間、徹底というのは大事だと思うのですが、そこは十分考慮いただきながらも、お願いしたいのは一方でスピード感をもって作業していく必要があるかというふうに考えています。

今回のこの研究が、宿泊事業者、観光事業者を支援していくという目的であるならば、ちなみに宿泊事業者というところと言うと、我々組合会員と言うと、年間で言うと微増はしています。ただ結果論の微増であって、平均的に言えば毎年10件余り、昨年度で言うと14件が廃業という結論になっています。ということは5年経てば、50件60件が、県内から宿泊事業者が消滅するという結

果になっていきますので、そういうところから考えていくと支援をするという目的であれば、スピード感を持って議論、実行に移していただきたいと、これだけ申し上げたいというふうに思います。

#### ○内山座長

はい、ありがとうございます。それでは続きましてお願いいたします。

#### ○委員

使途についてのイメージが提示されましたが、その取り組みの方向性については、非常によくまとまっているものと私は思っています。ただ具体的にどのような事業を実施するか、これは宿泊事業者や、あるいは実際に税を負担してくれる旅行者の方々、宿泊者の方々の意見もよく聞くという機会があればちゃんと聞いて実施することが、必要なのかな、重要なのかなと思います。また見える化ということ考えた場合に、先ほど上乘せという話があったんですけど、できれば新しい事業にこれを使っていく方がいいのかなと、漠然と思っていたのですけれども、もし上乘せに使うのであれば予算を提示するときに、この特定財源であるところを何らかの形で、プラスでこれをやっていますよ、ということを示す必要があるのかなというふうに思いました。それから見える化について税の負担者と特別徴収義務者という、ちょっと先取りになるのですが、税の制度の中で特別徴収義務が出てくると思うのですが、そういった負担がかかるの方々にとって利益となるような、重み付けも必要なのかなと思います。例えば今回特別徴収義務となるだろう宿泊事業者の方々にとって何が重要なのか。実際に負担してくれる旅行者の方々にとっては何が重要なのか。多分一番すぐ出てくるのは観光客を誘致するような施策というのが大きいものである。それから宿泊施設について言うと人材の関係。そういったものは重層的になっていて、おそらく旅行者のためにも宿泊施設の人材が充実すれば快適な旅行を楽しめるということになりますので、いろいろな形の関連性はもちろんあるのは承知しているのですが、ではどこに重点的に配分するのかというときには、おそらく何が一番望まれているかというのをいろいろな形で聞いてやっていくのが必要なのかなと思います。やっぱり、さっきも言ったように繰り返しになりますけれども、個々の納税者とか、あるいは宿泊施設によって様々とは思いますが、何が一番大事なのか。私がいろいろ今お話を伺ってみると、観光振興の中で、やっぱり魅力的な観光地づくりというのは、一番優先度が高いのかなという感じがしましたので、私の個人的な意見でございますけれども、以上、意見として述べさせていただきます。ありがとうございます。

#### ○内山座長

ありがとうございました。それでは続きましてお願いいたします。

#### ○委員

私の方から今のご説明の中で、いろいろ事例をご説明いただいたのですけれども、千葉県としては他県を参考にすると併せて、千葉県の中で独自に、色々項目は出ているのですが、漠然とした、というかビジョンですよね。何か一言で言うと、これというものがあるのか、千葉県は新たな



観光地としてこうしたいというものがあるのか、というところがちょっと気になるのと、先ほど DMO の話があったのですが、どこまで DMO に依存するのか、どのくらいまで補助するのか、それが果たしてどこまで成功するのか、ということ今この段階で話をするのではないと思うのですが、そういったものを検証する必要があると思いますし、私どもの団体は民間の小規模事業者の団体ですので、どちらかというと、もちろん公的な発想が必要だと思うのです。一方で今までの例を見ると、そもそも事業自体が人に必要とされているのかどうかというところがあると思います。ですから、組織を作ったからこうするというよりも、必要だからこうするというところが大事なのかなと。

あと、引き続き申し上げますけれども、目的地までの移動がおそらく一番大事な、観光の中で必要なのかなと個人的には思いました。以上です。

#### ○内山座長

はい、ありがとうございます。はい、それでは続きましてお願いいたします。

#### ○委員

私から3点申し上げておきたいと思います。

一つは、先ほど何人かから出された、戦略あるいはビジョン、これが非常に重要だと。それは本当にその通りだろうと思います。そのときに、戦略ビジョンともに大事なのですが、それをきちんと反映する形で、後に数年経ったときに効果検証、効果測定ができるような形で、この事業の目的は何なのか、その目的を測定する指標は何なのか。それがもし簡単に取れる統計資料としてないのであれば、そのデータを作るということ、事業をあらかじめ始める段階で仕込んでおく。それをしないと、後から効果検証したいと思っても、そんなデータありませんということで、もう流れてしまうというか、うやむやになってしまいますので、EBPM をきちんとやっていくというような意識を持って、ある意味 PDCA を回していくという話にもなりますけれども、そこをきちんとやっていく必要があります。先ほどスピード感という話があって、それも本当に重要なのですが、スピードを重視するというときに、ともすればまずはお金をつけることが重要だと、言ってしまいかねないところもあるかなと思いますので、もちろんじっくりやればいいというものではないのですが、きちんと戦略を持って立てて、それを後に効果検証するというのを、しっかりと計画的に進んでいく必要があるのではないかと思います。

それから、DMO は非常に期待されている分野、観光振興を進めていく上で DMO に期待がかかっているところでもあるわけですが、宿泊税の使い道として、DMO にある程度のお金が放出される、流れていくというのは、それ自体問題ではないかなと思いますが、さっきの長崎市の話は知りませんが、どういうふうに使われているのか分かりませんが、ともすれば DMO に丸投げして、そこで何やってるかわからないみたいなことにはならないようにしたほうがいいと思いますので、DMO にある程度お金を預けるのであるとすれば、その DMO が何をやっているかということ、きちんとチェックするような仕組みというのを考えていく必要があって、先ほどの EBPM、効果検証するとすれば、DMO がやる事業についてきちんとそれを検証していくことを意識して進めていく必要があるのではないかと思います。

3点目はテクニカルな話ですが、今日説明のあった事業の例の中に、必ずしも観光宿泊

事業に特化した事業ではないものがありまして、そういうものについて宿泊税の財源を使うかどうかというのが結構大きな論点になってくるとと思いますが、宿泊観光事業に特化したものではないということであるとするならば、ある程度その中で宿泊税を当てる割合がどれくらいなのか、どのくらいあてべきなのかということを考えて上で、残りの部分は一般財源から入れてまかなう、というような姿勢もあっていいのかなというふうに思いますので、そうだとすると、やっぱり特別会計の作り方が結構重要になってきます。なので、そこは次回以降の議論になるかと思いますが、そこはきちんとこの事業は一般財源を含めてやるんだというふうにして、それも後からきちんと効果検証できるような形にしていく必要があるのかと思います。

そうしないと、一方では宿泊、観光に特化した事業ではないから、宿泊税は当てられないというふうになってしまうかもしれないし、逆に言うと、当てていいんだということであれば、本来宿泊客が、観光客が得る便益はわずかであるにも関わらず、どんどん宿泊税がそこに使われてしまうとか、それがよくわからないまま既得権になってしまうとか、こういうことになってはやっぱりいけないと思いますので、そこら辺をきちんと見るようにしていく必要があるのではないかと思います。

#### ○内山座長

ありがとうございます。今、使途の明確性と活用についても、DMO の視点からもお話いただきました。この DMO につきましても、千葉県全体での観光を考えたときに、県内の地域性というものも検討する必要があるかとも思っております。そういう中で、先ほど長崎市の事例を少し御紹介いただきました。もう少し詳しく長崎市の事例などもお聞かせいただきたい。

#### ○委員

DMO イコール組織論と勘違いされる方が多いですが、DMO をベースとした観光振興とは、つまり、さきほどから出ているように観光振興のビジョンや戦略をもって、しかもちゃんと KPI を設定して、それに対する効果検証をして、PDCA を回す、ということをやることが DMO の本質になります。今まさに皆さん懸念しているようなことを払拭するために DMO を設立するということになります。これは、DMO が実施する施策を逐一ウォッチしないといけないという議論になったら、行政側の負担がまたすごく大きくなっていきます。日々市場が変化する中で、全部行政の方が 1 から 10 まで、観光の予算決めをするというのは、到底無理です。観光は専門性が求められますので、それは相当に長期的にこの分野に関わっている人とか、マーケットを見ている人ではないとわからないところが多々あります。

県と DMO の関係性の事例でいえば、ようやく長野県では、今は来年度予算を決めるときに、県（行政）のほうでまず考えず、まず長野県観光機構がその前から今年度にかけてちゃんと市場動向や実施した事業の状況を見た上で、来年度以降はこのような予算を組むべきであるという、DMO からの提言を受けて予算の検討に入っていくというサイクルが、ようやくこの数年で確立してきたと聞いています。このような行政と DMO との関係性を作らないと、宿泊税が導入された後に、全部県が予算を決めていくということになっていると、なかなか効果的な事業ができないと思います。また、DMO に組織的に力を付けさせる、そのための人件費をしっかりと負担するということが大事です。

DMO にそれなりの財源を渡すということは、その分責任も問われますので、長崎市に関してもかなり緊張関係があると思います。DMO としてはお金を使うということは、その投資効果はそこで問われますし、DMO の CEO は、形式的なトップではなく、執行責任を取らないといけません。アメリカでは、1ドルの税金に対してどれくらいの税収を増やすのかという計算式があったりしますし、マーケティング予算の ROI へのコミットメントもあります。その代わりに DMO の CEO もそれなりの人件費をもらいますし、組織にもしっかりお金を入れていくということになります。そういう意味で、DMO サイドに緊張感があります。DMO としては、今年度はこのような事業を行って、これくらいの効果を出しますから、これくらいの予算をつけてくださいと説明することが必要です。効果がでなかったから、何が問題であるか効果検証をするのが DMO なので、長崎市も現在そのように運営されていると思います。それから、県単位の動向としては、先ほどお話をしましたが、長野県における観光予算の検討にむけてはそのようなサイクルで動いています。従来は観光協会は、どうしても事務局長とか専務理事の方が、行政からの出向者が来てマネジメントとしており、行政と観光協会は主従関係にあるのが一般的ですが、そこにちゃんと専門性のある民間人を置くことになると、やはりそれなりの人件費が必要となります。

#### ■次第(4) 議事 ④税制度設計(たたき台)

##### ○内山座長

ありがとうございます。今御説明いただいて、民間の人材を投入するには、それなりの人件費がやはりかかってくる。そういう意味では宿泊税をそういう、DMO の制度設計の中でも使っていく必要もあると思いました。皆さん他にご意見、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは今委員の皆様からいただいた意見を踏まえて事務局のほうでまとめていただければと思います。それでは続きまして、税制度設計のたたき台について、こちらを事務局から説明をお願いいたします。

##### ○事務局

資料2に基づき説明。

##### ○内山座長

ありがとうございました。それでは、意見交換に移らせていただきます。ただいまの事務局の説明も踏まえ、制度設計について、委員の皆様から順番にご意見をいただければと思います。

##### ○委員

ご説明ありがとうございました。まずこの公平性の観点から、公平性もいろいろあるわけですが、ここでの公平性というのは、いわゆる水平的公平性です。同じ立場の人であれば同じ負担をしてもらうべきであるということで、宿泊税で、宿泊客であるにも関わらず、宿泊しているにも関わらず、この形態の宿に宿泊したら宿泊税を取られるけれども、この形態の宿だったら取られないというような、そういう不公平があってはならないという観点から、民泊も含めて広く課税対象と

していくというのは重要なことだと思います。ただ、民泊が本当にどの程度課税対象にできるのかというのが、私もあまり実態を把握しきれていないところがありますので、その辺は少し議論というか、きちんと検討していただく必要があるのかなと思います。それから、定額か定率かというのはなかなか難しい論点かと思いますが、御提示いただいたように定額制という、その根拠として、分かりやすい、簡素な制度ということで、それはまずその通りかなと思います。ただ、税率一本の定額と、税率が複数に跨がるような、段階的に宿泊料金が高くなれば、宿泊税も高くしていくというような、段階的な定額制ということになると、また話ががらっと変わってくると思っていて、その段階的な定額制をとるとした場合に、本当に定率制と段階的定額制とで、どちらが簡素なのか、あるいは事業者の側の負担がどちらが少ないのか、というところが、やはり議論が必要になるかと思います。これは、事業者側の御意見というのが、やはり必要にもなってくるかと思しますので、そういう意味で最後の意見照会案のところ、きちんとその辺が把握できるように。実際の事業をやっている方たちの声をきちんと聞いていただくことも、もちろん必要だなと思うのですけれども、こういう形での意見聴取というのも参考になるかと思しますので、そこで定率か定額かという単純な比較ではなくて、段階的定額制をやるとした場合に、それと定率制と、本当にどちらがいいのかというのをきちんと聞いてもらう必要があるかと思えます。以上です。

#### ○内山座長

ありがとうございます。それでは続きましてお願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。制度案につきましては他県の制度も参照して、これまでの議論を土台として設計されているものだと思いますので、こういう方向性でいいのかなと思いますが、ただ形もさることながら、趣旨とか考え方、こういったものをしっかり整理しておかないと、この後に条例化するに当たってはいろんな作業が入ってくると思います、議会とかパブコメとかですね、こういったものに耐えられなくなるのでしっかりと整理することが、必要なかと思えます。私は税に携わったことがあって、検討していて思い出したのが、昔、料理飲食等消費税というのがあって宿泊も対象になっていたと思います。これが復活したような感じがしてしまったのですが、全然趣旨が違うと思うので問題ないとは思いますが、構造的にはよく似てるなど。消費税の導入等に伴って今は廃止されているということですが、いろいろ似てるなという意味で、いろいろ考慮する点がここから出てくるのかなと思いました。つまりどういうことかという、その税金とは違うよということで見ると、これはまず目的税である。昔は何パーセントという形で定率だったと記憶しているのですが、そうではなくて、例えば今の案では定額。これは簡素化の点で非常に良いのかなと思います。それから、ただ、税金の仕組みや制度設計などで、おそらくこれはまるで料飲税だなと私は印象を持ったのですが、間接税なので、当然納税義務者と、それから徴収義務者が違ってくるので、これは特別徴収義務ということで、よろしいかと思いました。大変参考になるなという感じがしました。定率か定額かについては、徴税コストを考慮すると、定額が望ましいとは思いますが、また、担税力というのはどう捉えていくのかに関わってくると思います。例えば定率にすると、宿泊料に応じて当

然高くなってくると。ここまで負担させるかどうかということになると、昔は贅沢とかそういったもの、奢侈を抑制みたいな感じの観点があったかと記憶しているのですが、今回はそういうことではなくて、観光振興ということですので、そういった意味でどれだけ負担、消費能力があるのかと考えると、そんなに多額ではなくて、しかも宿泊という行為が一定なので、誰が宿泊しても同じものであるのが良いのかなという感じも、今お話を聞いていて思った次第です。今回は県内宿泊者にさらに充実した観光施策、振興を実施するために協力を願うという趣旨もあるかと思えます。ですから観光客に返っていくような形で、また千葉県に来ていただいて、その人たちに観光振興の充実したものを享受していただくという意味では、あまり多額になるのではなくて、分かりやすい一定額のほうが望ましいと思いました。それから課税免除については、これは他県の例を参考に考えればよいのかなと思いました。例えば修学旅行の教育旅行については、徴税コストとのバランスで考えればよいのかなと。外国大使館というのはどこでもやっているみたいなので、そういったものの趣旨を確認した上で考えていく。教育旅行というのも、目的とコストの関係とか、いろいろ考えて、その分野の方々の意見を聞くことも必要なのではないかと思いました。ところで最後にちょっと確認ですが、税である以上、当然徴収義務の違反に対して、ペナルティー、罰則みたいなものも考えられると思いますが、そうなってくると、例えばどこまで義務を課すのか、例えばどこまで制度を設計するときに配慮してあげるのか。重い義務を課すのであれば、当然不申告があった場合には加算金などの問題も議論されるかと思います。そういった義務を課す以上、やっぱりどういう形で期間を設定すればいいのか、あるいは三か月にいっぺんという例もあるみたいですけど、そういったものを考えるときには全体的に考える必要があるかと思いますので、徴税コストの問題だけではなくて、そういったどういう義務を課していくのか、条例で決めるわけですから、当然そういったペナルティー的なものがあるのであれば、そこも考慮した上でどういう義務を負っていただくのがいいのか、というふうに考えるのが必要かと思います。弾力的にするとか、あるいは報奨金の率を上乗せするとか、そういった配慮も必要なのではないかと思います。いずれにせよ、応益課税とか応能原則とかいろいろありますが、そういったものを考慮して総合的に考えていくのが先なので、今日建て付け上はこういったアジェンダになっておりましたので、アジェンダに従って意見を述べさせていただきましたが、おそらくこの問題は前のところにも返っていくのではないかと思います。使途はどうなるのか、この観点であると使途はどうなっていくのかということも含めてですね、今日の議論を総合的に事務局の方にちょっとお考えいただくのがいいと思いました。以上でございます。

#### ○内山座長

はい、ありがとうございます。それではお願いいたします。

#### ○委員

私の方からは、特にたたき台が出ているので、これに関してということよりも、この中でいうと、段階的定額制の採用について、こちらのほうがどういう段階的なものかというのがありますが、私の方からは事業者に対してどれだけ丁寧な説明ができて、前回の話でありましたけれども、事業者さんがどれだけ業務が増えるのか、それをどれだけ簡素化ができるのか、そういったところをフ

オーカスしていただければありがたいなと思います。私の方は以上です。

#### ○内山座長

ありがとうございます。それでは先ほどのペナルティーとか、そういうお話も含めてお願いいたします。

#### ○委員

千葉県さんが初めて宿泊税を導入するわけではないので、全国でもすでに事例がありますし、この点においてはかなり議論を尽くされていますので、もうだいたい結論が見えているのですが、一応プロセスとしていろいろとみんなでディスカッションすることは大事ななと思います。公平性の観点であれば圧倒的に定率です、世界のスタンダードは定率ですから、定額の国は基本的にないのではないかと、日本ぐらいではないかということですがけれども、どうしても宿泊施設さんがそれだと煩雑であるということで、なかなか定率が導入できないのが日本の現状です。

北海道の倶知安町だけが定率を導入しています。隣のニセコ町も隣なので定率での導入を検討したようですが、結果的に宿泊施設側の業務が煩雑になるということと、北海道庁が導入を検討していたということもあり、定額での導入に至ったと聞いています。現状では日本では定額というのが一般的ですね。あと宿泊税の金額については、2万円以下が200円でそれ以上が500円という考え方もスタンダードになってきていると思います。これは消費者もこのような宿泊税額に慣れてきているのではないかと思います。福岡県の場合は福岡市と北九州市の導入があったということもあり、県としては複雑な宿泊税額はやりづらいう状況だったと思いますので、シンプルに一律の宿泊税にしましたけど、福岡市においては、私が委員でしたので、リッツカールトンなどの高級ラグジュアリーホテルの建設も決まっていたから、2万円以上の場合の設定を行っておいたほうがいいと提案し、最終的にそのようになりました。これで税収額が全然変わってきますので、やっぱり手続きが煩雑だから安い宿泊税で一本にするというのは、大幅な税収増を失うことになりますので、私からするとちょっともったいないなと感じます。宿根税により得られた財源で、宿泊施設のためになる事業を組めばいいわけですので、そこは手続き煩雑になるとの懸念があるのは分かりますが、宿泊施設の関係者のみなさんは、県全体の観光の発展のためと思ってご理解いただくのがありがたいことかなと思います。現状は宿泊料金が高騰しているということもあり、2万円以上の宿が増えていきますから、数千円のゲストハウスからも200円、5万円の宿からも200円では負担割合から考えるとバランスが悪いと思いますので、できればちょっと宿泊税の金額も段階を付けていただくと良いと思います。それから、免税点とか非常に煩雑なことはなるべくやめた方が良いと思います。修学旅行に関しても、できれば宿泊税は取っていただきつつ、その代わりに、修学旅行に対するイセンティブを別途設定していただいて、トータルでフォローすればいいと思いますので、なるべくそこは簡素にするということではよいのではないかと思います。

あと最後に罰則に関しても、すでに全国の宿泊条例に大体一つのスタンダードができていますので、それを参考にすればいいと思います。帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪ということで、1年以下の懲役または50万円以下の罰金というようなことが、大体これもスタンダー

ドになっているのではないかと思います。これだけ聞くとちょっと宿泊施設さんもドキっとするかもしれませんが、普通に対応していれば大丈夫だと思います。ただ特に民泊であるとか、ちょっとその辺の人たちに対してきちんとこれをやることについて、さっき民泊からどれだけ取れるかというのがありましたけれども、宿泊税を使って民泊のパトロールをしないといけませんね。これは人件費がかかることですので、民泊がちゃんとやっているか、例えば Airbnb とか、いろんなところに登録されているゲストハウスがきちんと認可を受けているかどうかとか、これは人件費をかけてパトロールさせるということだと思います。以上です。

#### ○内山座長

ありがとうございます。それでは続きましてお願いいたします。

#### ○委員

税収の観点から非常に参考になるなと思います。税務課長の方からも丁寧にご説明いただきまして、今後やはり議論する内容になるのかなと思いますが、今、入口の段階でのお話というところかというと、私の方でも宿泊事業者の方から、既にこの議論というのは様々既に行っております。その中で肌感覚の回答でいうと、ほぼ叩き台のご意見が近いのかなというふうに思います。いわゆるこの課税の対象、今民泊というお話もありましたけれども、この中で単価も違ってくるとかいろいろありますが、我々の業界からすると民泊に関しても、ぜひ必ず徴収してほしいと。旅館ホテルについては様々な規制をクリアしながら営業を行っていて、簡易な設備で営業ができる民泊と、ますます差が開くというふうな観点からも、これは広く必ず徴収してほしいというのが総論でした。ですから宿泊という行為に課税してほしいというのが結論です。

あとは額面的なお話、会員の方からのお話によると、やはり圧倒的に定額にしてほしいという意見が多いです。たぶん税率というのは税収の観点から非常に効率的というか、理にかなっている案件かなと思いますが、この率でいきましょうよというところでの、この宿泊事業者に対する説得というところについては、結構ハードル上がるなというふうに感じています。もっと言うならば、この階段式というところも、皆さんの意見は結構異論が出ております。やはりどうしても同じ宿泊施設でも、曜日、時期、さまざまな料金体系を同じ部屋に対しても変動していくわけで、一定のときには課税額が変わってくるという、やはり税収の算出について非常に厄介になってしまうので、あえて言えば、本当に3千円のところと6万円のところは同じでいいのかという議論もあるので、それも確かなので、本当に高額な分岐点と、一般的なある程度の高級旅館でも、そこまでは達しないだろうなというレベルでの分岐点であれば、検討の余地はあるかもしれないなど。1泊例えば7万8万とか、高額になってきたときに階段を一つあげるという方法はあるかもしれないというところですが、実際には定額で一本化でやっていただいたほうがいいのかなど。それから免税点も同じ考えです。中には確かにビジネス相手です3千円台の宿泊料金設定もありますけれども、ここもやはり非常に分岐等が難しいので、取るなら取るという方向にしてほしいという意見が多いのも事実です。免税者に関してこれはよく議論されるのはやはり教育旅行についてになりますけれども、実際に会員の中にも今千葉県施設の勤務されている、ただ前任では京都だとか福岡だとか宿泊旅行が頻繁に行われているエリアから移動してきたものもおります。その方々の意見でいうと教育旅行を

免税とした、これはもう非常に失敗になったと。現実的に言うと、事業者はこの仕分けをするのが非常に手間がかかって、やはり手間暇を考えたときに教育旅行も関係なく、全てから取ってほしいと。今お話がありましたけど、なんらかのインセンティブを後に設けていただくような構成で考えていただければいいのではないかと、という意見が多かったです。今のところはそういうところですが、ただ今回の、今日もそうですが観光目的でというような話があって、この税收の使い方、これは観光目的が第一義にあって当然だと思います。ただ、観光目的に使うための宿泊税というその言葉だけが先行してしまうと、泊まるということによって課税する、中には泊まる行為がビジネスのお客さんであったりとか、場合によっては看護のために宿泊施設を利用するような方もいらっしゃると思います。そういうところに対して観光目的だよというところが、あまり全面的に出てしまうと、課税に対してやはり難色を示すのかなと思いますので、やはり宿泊をすることに今後利用者も事業者も、恩恵がいくような施策に使われるような、ということも打ち出す必要があるのかなというふうに考えております。以上でございます。

#### ○内山座長

ありがとうございます。事業者の視点からいろいろお話いただきました。最後の点に関しましてはやはり特別徴収義務者への報奨金というようなところでもしっかりと宿泊施設に対してのインセンティブというところも必要と思いました。また先ほど段階的な定額の、金額の設定などもあったと思いますが、一つの施設で金額が変動する中で、先ほどの御説明いただいた2万円以上500円というのは、やっぱり一つの施設の中でもそれで取り組んでいくような設計だったのでしょうか。

#### ○委員

これちょっと試算が難しいと思いますが、県内の各宿泊施設の単価とか調べないと難しいのですが、推計でも算出が可能であれば、宿泊税の金額によって、どれくらい税收差が出るかというインパクトを見ると、ちょっと肌感覚ですけど何十億単位で変わってくると思います。少し言い方は悪いのですが、それが宿泊施設のみなさんが懸念されている手間をクリアすることによって税收が全然変わってくるとしたら、宿泊施設の関係の皆様がそこをどう理解するかということになるかと思えます。それでもやはり手間を考えて一律200円だけにして欲しいということであれば、税收額が少なくなったとしても、それは最後はやはり地域側が決めることだと思います。

あと、なかなか難しいと思いますが、他の自治体にヒアリングしていただいて、税收額に関するシミュレーションが見えるのであれば、そういうものを比べた上で、宿泊施設の関係者にご意見を伺うということも検討してみてもどうかと思います。それともう一つだけ言いたいんですけども、以前にも申し上げましたが、福岡市の場合は福岡市観光振興条例というのが、宿泊税導入前に議会条例としてまずは決議され、その中で観光振興について宿泊税を導入した上で推進していくことが明記されています。その後市の方で宿泊税の制度設計に入ったという流れなんですけど、大事なポイントがあるなと思っているのは、福岡市の観光振興条例で、福岡市における観光振興は何を意味しているかという定義付けをちゃんとしているということです。これは観光イコールレジャーではないんです。これは広義な観光で、例えば福岡の場合は観光振興の集客交流の新しい



事業機会の創出とか、イノベーションの創出の機会につながることや、国際会議等の MICE も捕らえているところもあって、実はレジャー観光だけを捕えているわけではありません。そこがすごく大事で、宿泊税を単にレジャー観光の観光客のためだけに使うということにならないので、宿泊税の条例の中に定めるか分かりませんが、千葉県としての観光は何を意味するのかという定義づけを行った上で、宿泊税を活用した施策を実施していくことを考える必要があります。宿泊者からいただく税金ということもありますので、大事なのは日帰り観光客を増やす施策ばかりに使うということではなく、あくまでも宿泊につながる施策に重きを置くということがポイントかと思います。以上です。

#### ■次第(4) 議事 ⑤市町村及び事業者への意見照会案

##### ○内山座長

ありがとうございました。先ほどからも、事業者に対しても丁寧な説明が必要ですし、この宿泊税を活用するためには県として観光ビジョン、観光戦略、それに基づいてこの税を活用していく、そういうところが非常に必要なのだと感じました。その他委員の皆様から、この件につきましてご意見などありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、今の委員の皆様からのご意見、また先ほどありましたシミュレーションなどが可能であればまたそちらの方も事務局にてまとめていただければと思います。それでは最後の議論となります、市町村及び事業者への意見照会案について、こちら事務局から説明をお願いいたします。

##### ○事務局

資料3に基づき説明。

##### ○内山座長

ありがとうございました。ただいま事務局からこの会議後に実施する市町村及び事業者への意見照会案の説明をいただきました。このことについて何かご意見ご質問がございましたら挙手の上お願いいたします。

##### ○委員

アンケートを実施することは、アンケート対象者の意見を集約する意味と、もう一つこれ自体がプロモーションという意味合いもありますので、アンケートを取ることによってこういう議論をしているんだということを周知する大事な手法だと考えられます。アンケートの中身はいいのですが、対象者のところが、今後キャンプ場が宿泊税の対象になると思いますので、キャンプ場の方の意見も聞いておいたほうがいいと思います。今回アンケートを取ってなくて突然導入されたらキャンプ場の方からいろんな意見が出てくるので、そこだけ追加で検討されたらと思います。以上です。

##### ○内山座長

ありがとうございます。そのほか何か。

#### ○委員

中身については問題ないと思います。ただこのアンケートについても、やはり回収したときの母数というのが大事な要件になってくると思います。その関係で回答状況というところは可能な範囲で共有させていただければ、お伺いしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○内山座長

ありがとうございます。そのほか何かご意見がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは今の委員の方々のご意見を踏まえてアンケートの実施をお願いしたいと思います。それでは以上駆け足で長時間となってしまいましたが、議題については全て議論を行うことができました。委員の皆様方これまでの議論の中でご意見やご質問等、その他何か最後にとということがあれば挙手の上お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次回についてですが、今回実施する意見照会結果、アンケートを踏まえ、より掘り下げた形での施策や宿泊税の税制度設計、より詳しい細かい形での制度設計について議論していただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。それでは次回の検討会はより具体的に今後必要となる観光振興施策や宿泊税の制度設計について、議論を進めさせていただきたいと思っております。今回の意見等を踏まえ引き続き、千葉県観光振興財源検討会議を進めていただきたいと思っております。本日の議事は以上で終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

#### ○事務局

内山座長、ありがとうございました。次回の開催につきましては、改めて事務局からご案内をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして第2回千葉県観光振興財源検討会議を終了いたします。本日はありがとうございました。